

八代市総合計画
後期基本計画策定方針
(平成 25 年度～平成 29 年度)

平成 24 年 4 月

企画戦略部企画政策課

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度に八代市総合計画をスタートし、基本構想に掲げる将来像「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現に向け、前期基本計画に基づき、積極的な各種施策・事業を展開してきた。

前期基本計画が平成 24 年度（2012 年）までの計画であることから、引き続き基本構想の実現に向けてまちづくりを進めるため、次なる 5 ヶ年に向けた「八代市総合計画後期基本計画」を策定するものである。

2. 八代市総合計画の構成と期間

(1) 基本構想

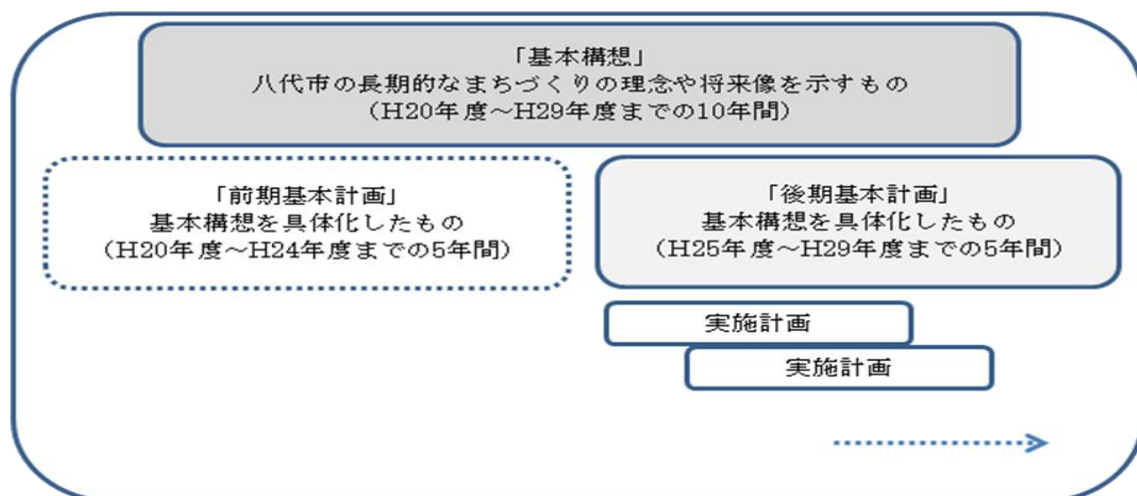
基本構想は、10 年後の市の将来像や政策の柱のほか、これらを達成するための基本的な方針を示すものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための各種施策やその達成度を測るための指標等を示している。基本計画は前期 5 ヶ年（平成 20 年度～平成 24 年度）、後期 5 ヶ年（平成 25 年度～平成 29 年度）で構成されている。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、計画期間を 3 年とし、毎年度見直しを行うこととしている。



3. 基本構想について

平成 23 年 5 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、市町村基本構想の策定義務は撤廃されたものの、現行の基本構想については市議会の議決を経たうえで平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の市政運営の方針として位置づけられたものであることから、今回の後期基本計画策定における見直しは行わないこととする。

4. 後期基本計画の期間について

後期基本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 ヶ年とする。

5. 計画策定にあたっての考え方

- (1) 前期基本計画における課題等を踏まえながら、新たな行政需要に対応するため、施策の重点化を図った計画とする。
- (2) 成果目標を数値等により明確に位置づけ、市民への説明責任を果たす計画を策定する。
- (3) 政策－施策－事務事業の体系化により、財政計画及び行政評価と連動した進捗管理を取り入れる。
- (4) 平成 23 年度に実施した基礎調査結果、およびパブリックコメントの実施により得る市民意見を出来る限り反映し、市民に身近な計画とする。

※行政評価の導入について

本市においては、平成 24 年度より行政評価として事務事業評価の一部試行を実施予定。平成 26 年度中における施策評価の実施を目指し、段階的な制度の導入を図っていくこととしている。

6. 策定体制

(1) 策定審議会

八代市総合計画策定審議会設置条例に基づき、学識経験者、各種団体の代表等市長が適当と認める者により構成され、市長からの諮問に応じ、総合計画（基本計画）原案について審議、答申を行う。

(2) 策定委員会

- 副市長を委員長とし、総合計画素案の策定の方向性を定め、起案委員会を指導・助言する。
- 起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討し、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

(3) 起案委員会

- 企画政策課長を委員長とし、策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会を指導・助言する。
- 専門部会ごとに作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。
- 所属課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

(4) 起案専門部会

- 起案委員会委員のもとで各部課かいごとに作成された計画案を、各部会にて分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

(5) 事務局

企画戦略部企画政策課に設置し、各種調整等を行う。

(6) 市民参画

- 市民意識調査、各種団体ヒアリング（平成 23 年度基礎調査にて実施済）
- 計画案のパブリックコメント
- 地域審議会（計画案に対する意見聴取）

7. 後期基本計画策定スケジュール

